

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認静岡地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	8 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	7 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	10 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	7 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年4月から51年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名：男
基礎年金番号：
生年月日：昭和23年生
住所：

2 申立内容の要旨

申立期間：昭和50年4月から51年1月まで
申立期間当時の国民年金保険料は、私の母親が近所の知り合いの方をお願いして郵便局で納めていた。納付書、領収書は全部保管していたつもりだったが、申立期間だけ領収書が無く、社会保険事務所（当時）から未納と言われたが、私としては未納無く全額保険料を納めていると記憶している。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は昭和54年4月に払い出されていることから、このころ国民年金の加入手続を行ったと推測され、この時点で申立期間を除く過去の未納保険料を過年度納付又は特例納付していることから、申立人は、国民年金に加入した際に過去の未納を解消する意思があったことがうかがえる上、同年5月以降は満60歳に到達するまでの間、2か月を除き付加保険料も併せて納付していることから、申立人の納付意識は高かったと言える。

また、申立人の所持する領収書を見ると、第3回特例納付制度により、申立期間を除く昭和43年8月から52年3月までの国民年金保険料を54年6月から55年3月にかけて毎月分割して納付し、申立期間以外には未納が無いことから、申立人が申立期間のみ保険料を納付しなかったとするのは不自然であると言える。

さらに、当初、申立期間前後の昭和47年10月から50年3月までの期間及び51年2月から52年3月までの期間の国民年金保険料は未納とされていたが、平成21年6月8日に納付記録が追加処理されていることから、申立人に係る年金記録管理に行政の過誤があった可能性もうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成9年3月13日から同年4月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を同年3月13日、資格喪失日に係る記録を同年4月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年3月13日から同年9月ころまで
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答があった。
A事業所には、平成9年3月以降、6か月間ぐらい勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出したA事業所の平成9年3月から同年5月までの給与支給明細書、当該事業所の担当者及び顧問先の社会保険労務士の証言から、申立人が当該事業所に勤務していたことが認められる。

また、平成9年3月の給与支給明細書では、厚生年金保険料が控除されておらず、同年4月の給与支給明細書では、厚生年金保険料が控除されていることが確認でき、A事業所の顧問先の社会保険労務士は、「A事業所の保険料控除は翌月控除であった。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、A事業所に勤務し、平成9年3月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人が提出した給与支給明細書から確認できる平成9年3月の厚生年金保険料控除額から、17万円とす

ることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明と回答しているが、A事業所の顧問先の社会保険労務士が保管する台帳に、申立人に係る平成9年3月13日を資格取得日とする資格取得届の提出を取りやめている記録が確認できることから、事業主は、申立人に係る資格の得喪に係る届出を社会保険事務所に行っておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料についての納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成9年4月1日から同年9月ころまでの期間については、同年5月の給与支給明細書では、厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる上、申立人は同年6月以降の給与支給明細書を所持しておらず、厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認することができない。

また、A事業所及び当該事業所の顧問先の社会保険労務士は、「申立人の給与支給明細書の記録から判断すると、申立人は、平成9年3月中に入社し、同年5月中に辞めたのではないか。」と回答しており、同僚からも、申立人が平成9年9月ころまで当該事業所に勤務していたという証言を得ることができなかった。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 911

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を平成10年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年3月31日から同年4月1日まで

厚生年金保険の加入記録を社会保険事務所(当時)に照会したところ、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答があった。当時、同一企業内のA事業所からB事業所に転勤した時期であり、A事業所では平成10年3月末まで勤務していたので、申立期間についても厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、B事業所から提出された申立人の在籍証明書及び人事記録並びに当該事業所の回答から判断すると、申立人はA事業所に継続して勤務し(平成10年4月1日にA事業所からB事業所に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA事業所における平成10年2月のオンライン記録から、30万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は厚生年金保険被保険者資格喪失届の資格喪失日の記載を平成10年4月1日とすべきところ、同年3月31日として誤った届出を行ったことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を

行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における申立期間に係る資格喪失日（昭和47年6月25日）及び資格取得日（昭和47年10月16日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を、昭和47年6月及び同年7月は6万4,000円、同年8月及び同年9月は8万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年6月25日から同年10月16日まで

厚生年金保険の加入記録を社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答があった。

しかし、A事業所には、昭和40年に入社してから57年に退職するまで、途中で退職したことはなく、継続して勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人は、昭和40年4月1日にA事業所において厚生年金保険被保険者資格を取得し、47年6月25日に資格を喪失した後、同年10月16日に同事業所において再度、資格を取得しており、同年6月から同年9月までの申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無いことが確認できる。

しかし、複数の元同僚の証言及びA事業所の回答から判断すると、申立人は当該事業所に継続して勤務していたことが推認できる。

また、複数の元同僚は、「申立人は、入社以来、昭和57年に退職するまで、一度も辞めたことはなく、継続して勤務していた。」と証言しており、これら複数の同僚は、いずれも申立期間において厚生年金保険の記録が継続している。

さらに、A事業所の人事担当者は、「申立人は、長期欠勤していたこともなく、継続して勤務していたと考えられる。厚生年金保険料は控除していた。」と回答している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人と同年齢で同じ職種であった複数の元同僚のオンライン記録から、昭和47年6月及び同年7月を6万4,000円とし、同年8月及び同年9月を8万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和47年6月から同年9月までの保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 4 月 1 日から同年 7 月 10 日まで
② 昭和 36 年 10 月 16 日から 39 年 10 月 1 日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間については脱退手当金を支給済みであるとの回答を得た。自分は受け取った記憶は無いので、申立期間を年金額に反映される厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2年2か月半後の昭和41年12月16日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人の申立期間①に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び申立期間②に係る厚生年金保険被保険者原票並びに厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の氏名は変更処理がなされておらず旧姓のままであり、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は昭和40年9月*日に婚姻し、改姓していることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

さらに、申立人は、申立期間の脱退手当金が支給決定されたこととなっている時期から間もなくして国民年金に加入し、保険料を納付していることから、当時、脱退手当金を請求する意思を有していたとは認め難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA事業所における資格取得日は昭和19年10月1日、資格喪失日は20年8月31日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年10月1日から20年8月31日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得たが、自分がA事業所で継続して勤務していたことは確かであるので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の旧姓と同姓同名の厚生年金保険被保険者の記録が発見され、当該記録では、資格取得日、資格喪失日及び厚生年金保険の記号番号は確認できないが、当該記録の前後における被保険者の記号番号から推認できる申立人の記号番号を厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿において確認したところ、申立人の旧姓と同姓同名かつ申立人と同じ生年月日である厚生年金保険被保険者の記録が発見され、当該記録では、当該事業所における申立人の厚生年金保険被保険者の資格取得日が昭和19年6月1日となっていることが確認できる(なお、厚生年金保険の被保険者資格期間に算入されるのは、保険料徴収開始後の昭和19年10月1日以降の期間である。)

また、申立人がA事業所を辞めるまで一緒に勤務していたと主張する同僚は、昭和20年8月31日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることがオンライン記録から確認でき、当該同僚は、「申立人は自分より先にA事業所に入社し、当該事業所が空襲されるまで一緒に働き、その後も一緒に片

付けを行っていた。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、当該記録は申立人に係るものであると推認でき、A事業所の事業主は、申立人が昭和19年10月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、20年8月31日に被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律(昭和44年法律第78号)附則第3条の規定に準じ、1万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所B支店における資格取得日に係る記録を昭和40年2月20日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については2万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年2月20日から同年3月20日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。昭和40年1月の入社以来、勤続していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A事業所が保管する人事記録及び年金記録台帳から判断すると、申立人はA事業所に継続して勤務し(昭和40年2月20日にA事業所から同事業所B支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る昭和40年3月の社会保険事務所の記録から2万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、A事業所B支店から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書における資格取得日が昭和40年3月20日となっていることから、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は同年2月の厚生年金保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和33年9月2日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、35年8月1日に当該資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年9月2日から35年8月1日まで

社会保険事務所に申立期間の厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間についてA事業所の厚生年金保険の被保険者期間を確認できないとの回答を得たが、A事業所に勤務したときもらった厚生年金保険被保険者証を持っているので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B事業所（A事業所の後継事業所）が提出した労働者名簿によれば、申立人は、申立期間について、A事業所において継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人が所持する厚生年金保険被保険者証には、はじめて資格を取得した年月日を「昭和34年1月25日」から「昭和33年9月2日」に「C社会保険出張所」の印を押し、訂正されていることが確認できる。オンライン記録における当該被保険者証の記号番号の申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録は無い。

さらに、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出票の備考欄に「取得年月日訂正 34.3.11」と記載されており、申立人のA事業所での資格取得日が「昭和34年1月25日」から「昭和33年（取得月は数字の判読ができないが、取得日は2日と記載されている。）」に訂正されていることが確認できる。

加えて、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び健康保険厚生年金保険被保険者台帳に申立人の氏名は確認できないことに加え、オンライン記録において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚についても、健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び健康保険厚生年金保険被保険者台帳のいずれにも氏名が確認できない者が多数見られることから、社会保険事務所における申立期間当時の記録管理が適正に行われていなかったことがうかがわれる。

このことについて、年金事務所は、「申立人は厚生年金保険被保険者証を持っており、資格取得年月日訂正の処理がC社会保険出張所で行われたことが確認できる。申立人は、資格取得年月日が訂正された期間は確実に申立事業所に在籍していたと考えられ、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿又は健康保険厚生年金保険被保険者台帳が管理されていないことについて合理的な説明はできない。」と回答している。

以上のことから、申立人のA事業所における厚生年金保険被保険者資格取得日は、昭和33年9月2日と認められる。また、資格喪失日については、B事業所が提出した申立人の労働者名簿から、35年8月1日と推認できる。

これらを総合的に判断すると、A事業所の事業主は、申立人が昭和33年9月2日に被保険者資格を取得し、35年8月1日に当該資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和44年12月6日法律第78号）附則第3条の規定に準じ、1万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年3月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年3月から61年3月まで
結婚後、専業主婦だったので将来のために国民年金に任意加入し、昭和61年4月に第3号被保険者となるまで、納付書や夫の預金通帳からの口座振替で国民年金保険料を納付していたので、申立期間が未加入となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、その夫の給与が振り込まれていた預金口座から振替によって国民年金保険料を納付していたと述べているが、当該口座があったとする銀行の支店は平成元年7月に営業を開始し、その夫の預金口座は営業開始準備期間である同年5月に開設されていることから、申立期間の国民年金保険料を納付することはできない上、他の銀行口座から振替が行われていたことも確認できない。

また、申立人の国民年金手帳には申立期間に係る資格喪失日の記載は無いものの、特殊台帳（マイクロフィルム）を見ると、申立人は、昭和58年3月24日付けで国民年金任意加入被保険者資格を喪失しており、同年3月分の保険料が還付されていることが確認できる。

さらに、申立人が、申立期間当時から国民年金に任意加入していた場合、国民年金任意加入被保険者現況届出書を提出することにより第3号被保険者に種別変更したと考えられるが、申立人は、同届出を行った記憶が無い上、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無く、ほかに申立期間当時、国民年金に任意加入し、保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年9月から8年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 50 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年9月から8年6月まで

母親は、当時、経済的に私の国民年金保険料を毎月納めるわけにいかなかったが、学校を卒業するまでに全額納めたので安心して就職しなさいと話してくれたことを覚えているので、申立期間の保険料が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金加入手続及び保険料納付を行ったとする申立人の母親は、当時の記憶があいまいである。

また、申立人に対して基礎年金番号が平成9年5月に付番されていることから、申立人は、このころ満20歳にさかのぼって国民年金に加入し、被保険者資格を取得したと推測される上、申立人が同年4月に転入した区役所の保管する国民年金被保険者名簿を見ると、同年8月分の保険料の納付書が同年8月21日に当該区役所から実家の住所へ送付と記載されており、オンライン記録を見ると、同年8月分の国民年金保険料は同年8月31日に、同年7月分の保険料は同年10月31日に現年度納付され、申立期間直後の8年7月から9年6月までの保険料は10年8月18日に過年度納付されていることが確認できる。

このことから、申立人の母親は、平成9年8月から申立人の国民年金保険料を納付し始め、10年8月ごろ未納となっていた保険料をさかのぼってまとめて納付したが、この時点で申立期間は既に時効のため保険料を納付できなかったと考えられる。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、日記等)は無く、ほかに保険料の納付があったことをうかがわせる周辺事情も

見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

静岡国民年金 事案 1087

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年7月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年7月から61年3月まで
20歳のころに、勤め先の同僚と一緒に市役所で国民年金に加入して手帳をもらった。国民年金保険料の納付は、最初は市役所で納付し、その次は市内の金融機関の支店から払い込んでいた。当時の同僚や先輩が保険料を納付しているのに、私が未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳のころ同僚とともに国民年金の加入手続を行ったと述べているが、当時一緒に手続をしたとする同僚は、いずれも申立人の加入手続についての記憶が無い上、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和61年10月に払い出されており、申立人はこのころ加入手続を行ったと推測され、当該同僚に係る国民年金手帳記号番号は、いずれも申立人と同時期に払い出されておらず、申立人が主張するように一緒に手続した状況はうかがえない。

また、申立人が所持する国民年金手帳を見ると、国民年金被保険者資格の取得日は昭和61年4月1日と記載されており、申立期間は未加入期間となっていることから、申立期間に係る納付書が発行されていなかったと考えられる上、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間の大半は時効により納付できない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、日記等)は無く、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことがうかがえない上、申立人の同僚には申立期間に未納があるなど、ほかに申立期間に係る保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 917

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 7 月 21 日から 52 年 3 月 21 日まで
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について、A事業所での標準報酬月額は8万円との回答を得たが、当時、総支給額は16万円ほどだったと記憶しているため、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の給与総支給額は、16万円であったと主張しているところ、申立人と同じ業務に就いていた複数の同僚は、「給与は歩合制であったと思う。自分の給与総支給額は、入社当初から15万円以上だった。」と証言しており、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録を見ると、これらの同僚についても申立人と同じく、資格取得時の標準報酬月額が8万円であることが確認できるものの、給与明細書等の関連資料が存在しないことから、申立期間に係る厚生年金保険料控除額及び報酬の総額を確認することができない。

また、当時の事業主に照会したところ、「A事業所は既に解散しており、申立人の申立期間における標準報酬月額に関する資料は無い。」と回答している。

さらに、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録は、オンライン記録と一致しており、申立人の標準報酬月額が^{ふきゅう}遡及して大幅に引き下げられているなどの不自然な点は確認ができない。

このほか、申立人が申立期間にその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資

料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間においてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 10 月から 57 年 9 月まで
社会保険事務所（当時）に、厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について、厚生年金保険に加入していた事実は無いとの回答を得た。給与明細等はないが、A事業所に勤務していたことは確かであるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA事業所に勤務していたと主張しているが、当該事業所が提出した「失業保険被保険者名簿」及び公共職業安定所が管理する雇用保険の加入記録から、申立人は、昭和 55 年 9 月 4 日に雇用保険被保険者資格を取得し、56 年 10 月 16 日に資格を喪失していることが確認でき、当該事業所の事務担当者は、「申立人はパートタイム勤務者として、昭和 55 年 9 月 4 日に入社し、56 年 10 月 16 日に退職している。これ以外に申立人の在籍記録は無い。」、「当時の担当者に確認したところ、パートタイム勤務者は、雇用保険のみの加入となっていた。」と証言している。

また、前述の雇用保険の加入記録から、申立人は、昭和 56 年 10 月 16 日の離職時に離職票を交付され、求職者給付等を受給していることが確認できる。

これらのことから、申立人が申立期間より前の期間にA事業所に勤務していたことは認められるものの、申立期間においては勤務していなかったことがうかがわれる。

さらに、オンライン記録から、申立人は申立期間に国民年金に任意加入し、定額納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 4 月 1 日から 34 年 5 月 31 日まで
昭和 32 年 4 月に入社し、37 年に退職するまで継続してA事業所に勤務していた。32 年 11 月には会社の指示でB免許も取得している。しかし、私の年金記録では、2年以上の空白期間がある。
この期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出したB免許証の写し及び複数の同僚の証言から、申立人がA事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿によると、申立人に対して、昭和 34 年 6 月 1 日にA事業所の被保険者として被保険者記号番号が払い出されていることが確認できる。

また、健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、A事業所では昭和 30 年 12 月 1 日に資格を取得した被保険者から 34 年 6 月 1 日に申立人が資格を取得するまでの間に資格を取得した被保険者は確認ができず、申立人の同僚の中には、「自分も厚生年金保険の記録が確認できる昭和 34 年 6 月 1 日以前からA事業所で勤務している。」という証言をしていることから、申立期間当時、当該事業所では、必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

さらに、申立人が記憶する同僚の中には、A事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に氏名が見当たらない者も見受けられる。

加えて、A事業所は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間当時の事業主は既に死亡し、申立期間当時の事務担当者も死亡していることから、申立期間当時の事業主の遺族に、厚生年金保険の適用、保険料

控除の状況について照会したものの、「当時の帳簿は所持していない。また、当時は、社会保険事務に関与していない時期であるため、分からない。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 21 年 1 月から 22 年 9 月 1 日まで
② 昭和 22 年 10 月 28 日から 24 年 8 月まで

社会保険事務所（当時）に照会を行ったところ、A事業所における厚生年金保険の被保険者記録は、昭和 22 年 9 月 1 日から同年 10 月 28 日までとの回答を得た。入退社年月日についての記憶は無いが、当該事業所には、現在確認ができる被保険者記録より長い期間勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が記憶しているA事業所の同僚及び事務担当者は、「申立人については記憶がある。」と証言していることから、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録から、A事業所は、昭和 22 年 9 月 1 日に厚生年金保険の新規適用事業所となっていることが確認できる。

また、上述の事務担当者は、「A事業所は戦時中からあったが、申立期間①当時は、厚生年金保険に加入していなかった。当該事業所が厚生年金保険の適用事業所になったのは、自分の記録が確認できる日（昭和 22 年 9 月 1 日）からである。」と証言している。

さらに、A事業所は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間当時の資料は無く、当時の事業主は死亡していることから、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料控除の状況を確認することができなかった。

申立期間②について、上述の事務担当者は、「申立人は長期間勤務していない。」と述べており、複数の同僚は申立人のことを記憶しておらず、当該期間について、申立人が当該事業所に勤務していたことを確認できる証言を

得ることはできなかった。

また、申立人は、「自分が勤務していた当時、A事業所は有限会社であり、自分が退職した後、株式会社になった。」と述べているところ、商業登記簿謄本及びA事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録において、当該事業所は、昭和23年7月に株式会社になったことが確認できる。

さらに、A事業所は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間当時の資料は無く、当時の事業主は死亡していることから、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料控除の状況を確認することができなかった。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 4 月ごろから 48 年 1 月ごろまで
② 昭和 48 年 1 月ごろから 49 年 3 月ごろまで

申立期間①にA事業所B支社において、申立期間②にC事業所において勤務し、それぞれの事業所で厚生年金保険料を控除されていたと思うが、被保険者記録が無いので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は当時の上司について、氏名のうち姓しか記憶していないことから特定することができず、同僚についても記憶していないことから、申立期間当時の申立人に係るA事業所B支社での在籍の状況及び厚生年金保険の適用状況等についての証言を得ることができなかった。

また、D事業所（A事業所の後継企業）は、「申立期間当時のA事業所における厚生年金保険関係資料は保存されておらず、申立人に係る人事記録も見当たらない。」と回答している上、E健康保険組合（A事業所健康保険組合の後継組合）からは、「申立期間当時の記録は保存されていない。」との回答を得た。

申立期間②について、申立人は、複数の元従業員の証言によりC事業所に勤務していたことがわかる。

しかし、当該事業所の事業主は既に亡くなっており、申立期間当時、経理事務を担当していた元従業員は、「私は、社会保険事務を担当していなかったので分からない。社会保険関係業務は、社会保険労務士に依頼していたが、当該事務所の名称及び社会保険労務士の氏名は覚えていない。」との証言をしていることから、申立人に係るC事業所での厚生年金保険の適用状況等について証言を得ることはできなかった。

また、C事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票において、昭和47年12月14日から49年5月6日までに被保険者資格を取得した者を確認したが、申立人の氏名は見当たらない。

さらに、オンライン記録により、申立期間①及び②について、申立人は国民年金に加入していることが確認でき、当該期間を通じ、申立人の妻に係る国民年金の記録が「保険料免除期間」となっていることが確認できる。

なお、申立期間①及び②について、申立人に係る雇用保険の加入記録は見当たらない。

このほか、申立人が、申立期間①及び②について、事業主に給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 922

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 10 月 12 日から 39 年 8 月 26 日まで
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間については脱退手当金を支給済みであるとの回答を得た。自分は受け取った記憶は無いので、申立期間を年金額に反映される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の印が押されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月後の昭和 39 年 10 月 23 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 923

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 11 月 30 日から 41 年ごろまで
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。

給与明細書等はないが、A事業所に勤務していたことは事実であり、在籍期間より厚生年金保険加入期間が少ないことに納得がいかないため、申立期間について厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A事業所の経営状況が悪くなり全従業員が解雇されたため、当該事業所を退職した。」と述べており、申立人のA事業所での資格喪失日は、昭和 38 年 11 月 30 日であることが健康保険厚生年金保険被保険者原票から確認できる。申立人が記憶していた同僚は、「A事業所が火災になり大勢の従業員が退職したときに、申立人も退職した。」と述べている上、複数の同僚は、「A事業所が火災になり人員整理をしたときに、自分は退職した。」と述べており、当該複数の同僚の資格喪失日は、申立人と同日であることが確認できる。

また、上述の複数の同僚の中には、「自分が昭和 39 年 3 月にA事業所に再入社したときに、申立人は当該事業所にいなかった。」と述べている者もいる。

これらのことから、申立人は、申立期間においてA事業所に勤務していなかったことがうかがわれる。

さらに、申立期間当時の事業主及び社会保険事務担当者は、既に死亡しており、申立人に係る勤務状況、厚生年金保険料控除の状況を確認できる証言

及び資料は得られなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。